

## 1. 法律とは

法律とは、社会の秩序を自然の秩序でなく人工的な秩序にするためのきまりで、強制力を伴うもの。

## 2. 法律の分類

影響範囲	国際法(条約、国際慣習)、国内法(法律、条令)
表現	成文法と不文法(慣習法、判例法)
内容	実体法(権利・義務等 例：民法、手続法(例：民事訴訟法))
対象	公法(国家を制約、憲法等)、私法(一般人対象、民法等)
適用範囲	一般法と特別法(優先、例：訪問販売法は民法に優先)

## 3. 勉強すべき法律

- ・公法(国家と市民の関係)・業務に関する、許認可等の法律、安全関連等守るべき法律など
- ・私法(市民の間関係)……民法・商法など

## 4. 基礎的な事項

### (1) パンデクテン方式の記述

日本は、前に一般論抽象論をまとめる、パンデクテン方式で記述している。

従って、法律を読む場合、第1条の目的、第2条の定義等を確り理解した後で個別の条文を読むべき。

### (2) 法律の階層構造

法律には、以下の階層構造があり、左側で決めた精神を右で具体化する。

憲法前文→憲法→民法→刑法→商法→個別の法律→関連政令・個別判例

特に、個別の法律と、関連政令の関係は、主要精神は国会議決の必要な法律で決め、個別の運用に関しては、政令で決める。内閣で決める～施行令、省で決める～施行規則 等がある。実務では、監督官庁、個別規制品目、数値等が関連政令に書いている場合が多い。法律では、全て記述しきれないので、係争時には、裁判所での判断が必要となる。一度出た判例は、別の解釈がおこなわれるまで、同様の判定が下ると考えるべきである。

法律の間では、適用範囲の狭い特殊な法律の方が優先する。例えば、一般的に取引や契約については、民法の規定があるが、訪問販売に関しては、「訪問販売法」が優先する。また、前法と後法(新しくできた法)がある場合、後法が優先される。

### (3) 物権と債権

物権は物を客体とする権利で、債権は、特定の人に対して特定の行為(債務)を請求する権利である。

### (4) 証明責任

原則として、当事者は、自己に有利な法律効果の発生を定める法令の要件事実について証明責任を負う。但し、保険会社と保険契約者のように、力に明確に差がある場合には、一般に強者に証明責任がある。

## 5. 国際法の問題

国際法はあくまで慣習法であるために上位の法規がなく、効力は関係国家による同意を根拠にしており、直接的な強制力を持つ機関も存在しない。国際法は対話と同意が基本原則のため、一般の持つ法(=国内法)というイメージから乖離する部分があり、両者の関係を理解する場合は注意が必要である。

国際取引では、係争が発生した時、どこの裁判所のどの法律で裁くか決めておく必要がある。

海外では、日本のような成文法の国だけではない。米英のような不文法の国もある。この場合、慣習法や判例が和学の法律と同様な力を持っている。

<参考>

インターネット上に、法規が公開されている。<http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/dxsearch.cgi>

は総務省が、e-Govの一環として提供しているサイトであるが、よく出来ている。

### (例) 消費者保護の関連

法律の名称が少しでも解っている場合は、法令名で検索した方が良い。一度「消費者保護」で検索すると、該当法令がないと叱られる。そこで、キーワードを「消費者」にして見る。そうすると、

1. 消費者契約法第十三条第五項第一号及び第六号イの法律を定める政令

(平成十九年三月三十日)

2. 政令第七号消費者契約法施行規則(平成十九年二月十六日内閣府令第十七号)

3. 消費者契約法(平成十二年五月十二日法律第六十一号)

他3件の法令が検索されてくる。

よく見ると、「3. 消費者契約法」と言う法律が最初に出て、それを補う形で、

1. 消費者契約法の各条項を定める政令

2. 消費者契約法施行規則

が決められている。この構造は、基本的な方針を決めるのは、国会の議決を経た法律でないといけない。しかし、実行の細部は状況により変化するので、政令にして内閣や省の段階で決める様になっている。

法律の理解は、やはり法律の条文を読むことから始る。この場合は、3. 消費者契約法を、読むことである。該当ページを自分で見ながら試して欲しいが、消費者契約法をクリックすると、諸費者契約法の条文が出てくる。

大切なことは、第一章の総則をよく読むことである。特に法律制定の目的を理解していると、実務上の応用が出来やすい。例えば、

「消費者契約法は、消費者が情報弱者であるから保護する」

と言う思想が伝わってくる。

次に、実際の規制事項の細かい数値等は、2. 施行規則を見ないと書いていないことが多い。従って、精神は～～法で、実務の詳細は～～施行規則を調べる必要がある。上記システムは、施行規則から関連した法の条文へのリンクも貼られていて使いやすい。